

# 富士宮市立芝川中学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、芝川中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

## 1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校、各家庭が一丸となって組織的に対応することが必要です。

また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こります。

したがって、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

## 2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。（◇は芝川中学校区4校の取組）

### （1）いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議、生徒指導部会で周知し、平素から全教職員の共通理解を図ります。また、いじめが発生した場合には確実に記録に残し、次年度への引き継ぎを行います。

◇スクールカウンセラーによる研修

◇職員会議での情報交換・研修（学校におけるいじめ対応マニュアルを使った研修）

◇いじめの認知件数が増えることで、生徒間の「何が不快感につながるのか。」という認識のずれを是正することができるということを共通理解します。

- 生徒に対して全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

◇全校集会等において、いじめ防止についての話をします。（相手が不快に感じればいじめと認知すると伝えます。）

### （2）いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は生徒理解を深め、生徒との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。

◇教育相談の確実な実施（1・2学期に教育相談の時間を設定します。）

◇日記による相談活動

- ◇スクールカウンセラーによる希望者との面談
- スクールカウンセラーを交えたエンカウンターを実施し、担任だけでは把握しきれない生徒同士の間関係についての理解を深めます。
- 互いの人権を尊重する意識を育て、生徒同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
- ◇人間関係づくりプログラムの継続実施
- ◇生徒の頑張りを認める便りの発行
- ◇特に配慮を必要とする生徒への適切な支援
- ◇学級単位で仲間同士の「良いところ見つけ」の活動に取り組む。(毎週金曜日の帰りの会で、全学級で実施)
- ◇芝友祭を通しての仲間同士の認め合いの言葉を全校で紹介、共有する。
- 授業の中での規律等を大切にし、分かる授業づくりに努めます。また、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。
- ◇「楽しくわかる、できるようになる授業」を目指した授業研修の実施

### **(3) 生徒自らがいじめについて考える場や機会を設定します**

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、生徒自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
- ◇自分たちの問題を自分たちで解決する話し合い活動の実施
- 特別の教科「道徳」の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、生徒がじっくりと考えを深められるよう指導します。
- ◇考え議論する特別の教科「道徳」を推進し、誰もが発言しやすい雰囲気や、自分と異なる意見を認め合える雰囲気を目指します。
- ◇重点項目の設定と全教育活動を通じた道徳教育の推進
- 学級活動、生徒会活動などでは、日常生活との関連づけながら、生徒が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
- 地域との関わり合いを大切にし、思いやることや感謝することの実体験を通して、相手の立場や気持ちを思いやる態度を育てます。
- ◇地域行事への参加の奨励

## **3 いじめへの対処に向けた取組**

### **(1) 早期発見**

- 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- ◇欠席した生徒への電話連絡・家庭訪問
- ◇気になる表れについての報告から情報を共有する手段の一本化
- たとえ小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- ◇いじめアンケートの実施
- ◇人間関係づくりプログラムと効果測定の実施と分析
- ◇スクールカウンセラーによる面談
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、生徒

及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

◇養護教諭による全校の欠席状況の確認と管理職への報告

◇保健室来訪者の情報共有

◇スクールカウンセラー来校日の広報・周知

## (2) 初期の対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。（いじめ対策委員会の開催。メンバーは、校長、生徒指導主事、教頭、教務主任、各学年主任、該当学年部、養護教諭。）

◇気になる生徒のあらわれの報連相報の徹底

- いじめが確認された場合は、いじめの態様等に即した対策チームを編成し、いじめをやめさせ、必要に応じて専門家の協力を得ながら、再発を防止する措置をとります。
- 被害生徒及び、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

## 4 家庭・地域との連携(芝川中学校区4校共通事項)

- 保護者懇談会・学校評議員会の開催、学校・学年便りの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- 自校だけでなく、芝川中学校区4校のインターネット（パソコン・携帯・スマホ・ゲーム等）によるいじめ問題について、保護者・地域にも広く啓発し、家庭・地域での目配りを依頼します。また、保護者がインターネット（パソコン・携帯・スマホ・ゲーム等）に関する問題について、理解を図ることができる場を設定します。

◇情報モラル講座の実施

◇生徒指導便り等によるネットの使い方の注意

- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

## 5 教育委員会や関係機関との連携

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、心身または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- 小学校で確認されたいじめの記録をもとに継続した指導を行います。

## 6 年間の取組計画について

※毎週金曜日の帰りの会にて「良いところ見つけ」を行い、友だちの良いあ  
われを共有する。

月	職員	生徒	保地	内容	場面／方法
4	○	○	○	基本方針策定・確認、ホームページで公開	職員会議
		○		人間関係づくりプログラムⅠ	学級活動 学級の日
	○			民生委員、児童委員などへの協力要請	関係会議
5		○		学年行事における心構えの確認 スクールカウンセラーを交えたエンカウンターの実施	特別活動
6		○		いじめアンケート、教育相談アンケートの実施	学級活動
		○		教育相談週間（二者面談）	放課後面談
		○		人間関係づくりプログラムⅡ	学級活動
7		○		人間関係づくりプログラムⅢ	学級活動
	○	○	○	学校評価 保護者・生徒・職員アンケート・三者面談	調査・面談
		○	○	情報モラルについての啓発	学級活動
	○			学校評価アンケート集計・分析	職員会議
9	○			1学期の評価から、計画の修正	職員会議
		○		学校行事（芝友祭）にあたり、人権尊重の話	学級活動
11		○		いじめアンケート、教育相談アンケートの実施	学級活動
		○		教育相談週間（二者面談）	放課後面談
		○		人間関係づくりプログラムⅣ	学級の日
12		○		情報モラルについての啓発	学級活動
	○			学校評価アンケート集計・分析	職員会議
1	○			2学期の評価から、計画の修正	職員会議
	○		○	学校評価結果報告	学校だより
		○	○	いじめ問題に対する認識と方針の説明	新入学生説明会
2	○			いじめ事例研修会（生徒指導主事）	生徒指導全体会
	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		いじめアンケートの実施・面談	学級活動